### 福祉国家構想研究会 オンライン公開連続講座

# いま、社会変革に何が必要か 一コロナ禍を乗り越える変革構想

日時: 9月25 日(土)午後1時30分~4時30分

#### 〈第4講座〉

## 新自由主義教育改革の現段階と対抗戦略 - なぜ今「できるようになる教育」なのか?

午後1時30分 開 会

聞き手:世取山洋介・新潟大学教授

〇講義① 教育課程政策の現代的特徴

谷口 聡・中央学院大学准教授

休憩10分 (2時25分~35分・予定)

〇講義② 新自由主義的な陶冶構想の特質と射程

中西新太郎・横浜市立大学名誉教授

休憩10分 (3時25分~35分・予定)

〇対 談

#### 午後4時30分 閉 会

- 質問はzoomのQ&Aから講義②終了から5分後までにお寄せいただくと、「対談」に反映いたします。
- ・**ご感想は** Google フォームからお寄せください。
  - → https://forms.gle/wnzeRnBeKc31LAhH8

【共 催】福祉国家構想研究会、全日本民主医療機関連合会、京都府保険医協会

【問合先】京都府保険医協会 ☎075-212-8877 ⊠info@hokeni.jp

2021 年 9 月 25 日 谷口聡 (中央学院大学)

#### 教育課程政策の現代的特徴

#### はじめに

報告の目的:2010年代後半以降、学校の教育課程が政策的にどのように改編されようとしているのかを、第一に、教育課程の全国的な基準である学習指導要領(2017・2018年告示)の改定内容の分析から、第二に、近年の成長戦略(デジタル社会形成政策)の一環に位置づけられている学校教育のICT化政策(「個別最適な学び」、「データ駆動型教育」)の分析から明らかにする。その上で、現在進行している教育課程政策を、教育の目的・本質の観点から批判的に検討する。

#### I 2010 年代以降の教育政策の特徴

- 1. 政策全体の方向性「グローバル競争大国」づくり(渡辺治・岡田知弘・後藤道 夫・二宮厚美 2014)
  - =自国の多国籍企業の利益を擁護し、その発展で国家の繁栄を確保
  - ○小泉政権との違い:「成長戦略」の重視
    - ・小泉政権=既存の政治経済体制や慣行の「破壊」(規制改革など)が中心
    - ・第2次安倍政権以降(2012年12月~)
      - 特徴①破壊からより包括的・積極的な大企業支援=成長戦略を重視
        - →成長戦略を審議する機関1を首相官邸に設置
          - →同機関が作成した「成長戦略」は、経済財政諮問会議が作成した「骨太の方針」と併せて、毎年6月に閣議決定され、 各省庁は、「骨太の方針」及び「成長戦略」で示された枠組 みのもと、次年度の予算編成・施策に取り組むという政策 サイクルが確立

 $<sup>^{1}</sup>$  産業競争力会議 (2013 年 1 月~2016 年 9 月)、未来投資会議 (2016 年 9 月~2020 年 10 月)、成長戦略会議 (2020 年 10 月~)

- ②新自由主義改革によって必然的に生じる諸問題(貧困など)への対処を並行 例:「一億総活躍社会」(教育機会確保法など)
- ③上記①、②可能とする強力な集権体制
  - →首相官邸が主導しつつ、自民党、中央官庁を総動員 教育政策—首相官邸「教育再生実行会議」、自民党総裁直属 機関「教育再生実行本部」<sup>2</sup>、文科省、経産省、総務省
- 2. 「グローバル競争大国」づくりにおける教育政策の目的
  - ① 人材育成:
    - ○求められる資質・能力の変化
      - ・言語スキル、情報スキル、ICT スキル・リテラシー、主体性、創造性、 思考力、論理性、コミュニケーション能力、メタ認知……など、<u>知識</u> に限らないより包括的な能力を備えた人材育成への要請
      - ・そのような能力を自ら身につけようとする意識・態度の形成
        - →全ての人間が幼児期から老年期まで生涯にわたり
          - \*「ハイタレント」(経済審議会「経済発展における人的能力 開発の課題と対策」1963年)に限定されない 「誰一人取り残すことのない」(中教審「論点取りまとめ」 2019年)
          - \*\*「21世紀型スキル」(2002年~)

「キー・コンピテンシー」(OECD・2003 年~)

「21世紀型能力」(国立教育政策研究所・2013年~)

- \*\*\*ジェームズ・ヘックマン『幼児教育の経済学』2013年
- ○人材の階層化(グローバル人材、中堅技術者、ノンエリート労働者など) →学校+教育課程の種別化・階層化
- ⇒学習指導要領の改定 \*後述
- ② 社会統合:体制に順応し、その存立に積極的に寄与する意識・態度の形成
  - ・道徳、社会参画、ナショナルアイデンティ
  - ・資質・能力の自主的・積極的な獲得・向上

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 菅政権が発足すると政務調査会の一組織である教育再生調査会に改組された。そのことが政策決定に及ぼす影響については今後の分析課題としたい。

- ③ 公教育費の全体的縮小+教育投資+民間参入
  - =経済効率のよい人材育成 +「成長産業化」(経団連3)

例:学校統廃合 学校の種別化・階層化 学校教育の ICT 化 \*後述

\*世界の教育市場の規模は自動車市場の3倍(600兆円)(佐藤2021年)

#### Ⅱ. 学習指導要領の改定にみる教育課程政策の特徴

- 1. 学習指導要領の基準性の変化と「個に応じた指導」の展開
  - ①1990年代:基準の弾力化+「個に応じた指導」の導入 (1998・1999年告示学習指導導要領)
    - ・授業時数の削減→「総合的な学習の時間」新設等
    - ・ 個別指導、繰り返し指導、習熟度別指導等
  - ②2000 年代前半:最低基準性の明確化+「個に応じた指導」の拡充 \*2000 年 教育改革国民会議「教育改革国民会議報告 教育を変える 17 の提案」

「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成」 小学校からの習熟度別学習、中高一貫教育など

2003年 学習指導要領一部改正

- ・「学習指導要領の基準生を踏まえた指導の一層の充実」(最低基準)
- ・「個に応じた指導の一層の充実」
  - →小学校:学習内容の習熟の程度に応じた指導を追加 小・中学校:補充的な学習や発展的な学習を追加
- ④ 教育基本法改正以降:法定教育目標達成のための最低基準化

+「個に応じた指導」

2006年教育基本法改正

- ・1条(目的)改正 国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」
- ・2条(目標)新設 ①~⑤号に具体化
- ・6条(学校教育)2項新設

<sup>3</sup> 経団連「。新成長戦略」(2020年11月17日)。

→国家・社会の形成者として備えるべき「資質」を 2 条で規定 →学校はそれを達成するために教育することを規定

#### 2007年学校教育法改正

- ・義務教育の目標を新設(21条)
- ・各学校種の目的・目標の改正(29条等)
- ・育成すべき能力・態度の法定化(30条)
  - ①基礎的な「知識・技能」の習得
  - ②①を活用し、課題解決に必要な「思考力、判断力、表現力等」
  - ③「主体的に学習に取り組む態度」
- ・教育課程に関する文科大臣の権限拡大(33条)

2007年 全国学力調査の開始

2008 • 2009 年告示学習指導要領

- ・法定教育目標(教育基本法・学校教育法)を達成するために学校 は教育課程を編成することを明示
- 2. 法定教育目標達成のための到達基準化「何ができるようになるか」

+「個に応じた指導」

2017 年·2018 年告示学習指導要領

=法定教育目標(「必要な資質」)を学習者が修得すべき「資質・能力」(何ができるようになるか)として具体化

資質・能力の3本柱

- ①「知識及び技能」
- ②「思考力、判断力、表現力等」
- ③「学びに向かう力、人間性等」

#### = コンテンツ (教育内容) ではなくコンピテンシー (資質・能力) の基準化

- ・ 教育目標:教育基本法・学校教育法に定められた目的・目標の達成を目指して各学校が教育課程を編成しなければならない
- ・ 教育内容:何を教えるか(コンテンツ)ではなく、どのような「資質・ 能力」を身につけさせるか、何ができるようになるか(コンピテン シー)を中心原理に位置付け
- ・ 教育方法:「何ができるようになるか」を達成するために「主体的・ 対話的で深い学び」という新たな学びの在り方を規定

- ・ 学習評価:「何ができるようになるか」に対応し、「何が身につい たか」という観点で学習評価
- ・ 学校運営:教育課程の編成、実施、学習評価、学校運営の一体化 = 「カリキュラム・マネジメント」。これと学校評価(42条)を 関連付け。
- →学習指導要領は、教育課程(内容、方法)の全国的な基準という性格を超え、 教育基本法(教育目標)を根拠に、<u>国家が定めた「資質・能力」を学習者に修</u> 得させるため、具体的な教育目標、内容、方法、学校運営を含む学校教育のあ り方全般を国家が統制する仕組みに構造転換した。
  - \*2017 年改定「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども 園教育・保育要領」
    - →すべての幼児教育施設の共通目標「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10の姿」:
      - 1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え
      - 5. 社会生活と関わり 6. 思考力の芽生え
      - 7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量・図形、文字等への関心・感覚
      - 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現
- ○国家統制と並行する「個に応じた指導」と学校の階層化・種別化(機能分化)
  - ・小中一貫、中高一貫教育における特例的な教育課程
    - =学年、教育段階を超えた発展的学習、補充的学習など
  - ・スーパーグローバルハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の指定など
- Ⅲ.「学びの個別最適化」、「データ駆動型教育」の展開
  - 1. 成長戦略としてのデジタル社会形成政策
    - ・第2次安倍政権:財政、金融、成長戦略を"三本の矢"とする経済政策 →成長戦略の柱にITを位置づけ:「世界最先端IT国家創造宣言」(2013年 6月14日閣議決定)
    - ・2016年の世界経済フォーラム:「第4次産業革命」
      - →各国の国家戦略における IT の重要性の高まり
    - ・ 「Society 5.0」(「第 5 期科学技術基本計画」 2016 年 1 月 22 日閣議決定)

\*これらに先駆けて構想されていた「データ駆動型社会」(産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会「中間取りまとめ~CPSによるデータ駆動型社会の到来を見据えた変革~」2015年5月)

「データ駆動型社会」とは:「IT の社会への実装が 2010 年頃から新たな 段階へと突入し、デジタルデータの収集、蓄積、解析、解析結果の実世 界へのフィードバックが社会規模で可能となり、実世界とサイバー空間 との相互連関が生まれている……」「データが付加価値を獲得して現実 世界を動かす社会」=「データ駆動型社会」を「世界に先駆けて実現していくことが、新たな情報革命によって激化する国際競争において我が 国経済が競争力を保っていく上で重要……」

・総務省の同調(「平成 29 年版情報通信白書 データ主導経済と社会変革」 2017 年 7 月)

 $\downarrow$ 

「未来投資戦略 2018—『Society5.0』『データ駆動型社会』への変革」—」(2018 年 6 月 15 日閣議決定)

- ・Society5.0 の原動力となるのは、「民間」のダイナミズム、イノベーション
- ・「官」=イノベーションが起こりやすい共通インフラの整備や規制・制度改 革を担う

 $\downarrow$ 

デジタル社会形成基本法(2021年5月19日成立・同年9月1日施行)

- ・「民間が主導的役割を担うことを原則」(9条)
  - ・国・地方公共団体:公正な競争の促進、規制の見直しなど、デジタル社会 の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるた めの環境整備を行う(9条)
  - ・内閣に「デジタル庁」を設置(36条)
  - ・政府が「デジタル社会の形成に関する重点計画」を作成する義務(37条) \*同計画については後述

#### 2.成長戦略のもとでの学校教育の ICT 化政策の展開過程

- \*学校教育の ICT 化(情報化)とは(学校教育情報化推進法 2条)
  - ①教科等の指導等における情報通信技術の活用
  - ②学校における情報教育の充実
  - ③学校事務における情報通信技術の活用

- →これらは、2010 年代以降、文科省によって推進が図られてきた(「教育の情報 化に関する手引」(2010 年 10 月 29 日)、同「教育の情報化ビジョン」 (2011 年 4 月 28 日)が、2010 年代後半にデジタル社会の形成が成長戦略の一環に位 置付けられて以降、下記の通りその推進主体、目的、内容が大きく変容。
- (1) 経産省の参入と文科省の協調:2017年~
  - \*2000 年代以降、社会起業家による EdTech 事業の誕生 2010 年代前半、Z 会や河合塾などの大手教育産業が新興 EdTech 企業と 連携 (井上・藤村 2020)

 $\downarrow$ 

- ・経産省商務情報政策局サービス政策課に「教育産業室」を立ち上げ
- ・民間事業者が提供する EdTech を学校に導入することで「学びの個別最適化」を図る「未来の教室実証事業」を開始 (2018 年~)
- ・「学びの個別最適化」とは=1人1台端末と EdTech を徹底的に活用し、 数理や言語などの基礎を個人が効率的に習得すること
  - →従来の一律・一斉の授業から EdTech を活用した自学自習と学び合いへ。標準授業時数、学年制、履修主義など既存の学校教育のあり方を改める。
  - +公教育と民間教育を明確に区別せず、民間教育と公教育の連携、産業界と教育界の連携による「社会とシームレスな小さな学校」へ (経産省「『未来の教室』と EdTech 研究会」「第1次提言」2018年6月)。
- \*文科省:「Society 5.0 に向けた人材育成~社会が変わる、学びが変わる ~」(2018年6月5日)は、同年同月に公表された経産省「学びの個別最 適化」と近似する「公正に個別最適化された学び」を立案
- (2) 首相官邸のオーソライズと実施体制作り:2019年
  - ○首相官邸のオーソライズ
    - ・教育再生実行会議「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した 高等学校改革について (第11次提言)」(2019年5月17日)
      - →Society5.0 へ向けた、「一人一人の能力や適性に応じて『公正に個別 最適化された学び』」
      - →「骨太の方針 2019」(同年 6 月 21 日閣議決定) に。個別最適な学び を軸とする学校教育の情報化政策が、首相の諮問会議の提言という 段階から、政府の教育政策の中心へ

- ・同閣議決定の4日後、文科省の「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」と経産省「『未来の教室』と EdTech 研究会」の「未来の教室ビジョン(第2次提言)」同時公表。
  - →個別最適な学びを実現するため、 教育データの活用や標準化を提言

#### ○実施体制作り

- ・ 学校教育情報化推進法公布・施行 (同年 6 月 28 日)
  - →「学校教育情報化推進計画」の策定を文科大臣に義務付け \*「計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない」
  - →文科省、総務省、経産省等が相互調整をするための「学校教育情報化 推進会議」の設置を政府に義務付け
- ・ 内閣府の規制改革推進会議の改組による「雇用・人づくりワーキング・ グループ」の設置
  - →教育政策へ再参入し、標準授業時数、デジタル教科書、教員資格な ど、既存の学校制度が再び規制改革の対象に。

#### ○始動

- ・ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」閣議決定(同年12月5日)
  - →2023 年度までに学校における高速大容量ネットワーク環境の整備 と義務教育段階の児童生徒に1人1台情報端末の整備を目指す文科 省の「GIGA スクール構想」
  - →小中高校等、教育支援センター、フリースクールに EdTech を活用 した教材等を導入する民間事業者にその経費を補助する経産省の 「EdTech 導入補助金」
- (3) コロナ禍による加速:2020年
  - 2020年度第1次補正予算(4月29日): 文科省関係予算(2,763億円)の多くが「GIGAスクール構想」の前倒し(2020年度内実施)に(2,292億円)。経産省関係予算では、EdTechの学校等への試験導入を含む「デジタルトランスフォーメーションの加速」(1,009億円)へ。
  - ・ 文科省「教育データの利活用に関する有識者会議」設置

・ コロナ禍以降の政策動向を支持あるいは牽引するように、従来にはな い頻度で経済界が政策提言<sup>4</sup>

例えば、教育課程の修得主義への変更

学習進度に応じた個別最適学習のため学年の概念の再検討 CBT 形式のテストによる日常的な学習到達度の測定

- ・「骨太の方針 2020」・「成長戦略実行計画 2020」・「規制改革実施計画 2020」 (2020 年 7 月 17 日閣議決定)
  - →子どもの習熟度や興味に応じた個別最適な学びが今後の学校教育 の基本的な方向
    - →標準授業時数の弾力化などを規定
- ⇒コロナ禍における学校教育の ICT 化政策は、感染症予防のための非対面型学習環境の整備という側面を有しつつ、コロナ禍以前から進められていた政府の成長戦略の一環としての学校教育の ICT 化が急激に加速。それは、個別最適な学びを実現する条件整備としての学校教育の ICT 化 (デジタル教科書の普及、学習ログの蓄積、全国学力調査の CBT 化、教育データの標準化など)であり、これに連動して学校制度を抜本的に再編(修得主義、標準授業時数の弾力化、学年制の再検討など)しようというもの。
  - (4) ポストコロナ期の学校教育構想「データ駆動型教育」: 2021 年~
    - ○教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (第12次提言)」(2021年6月3日)の「データ駆動型教育」構想
      - ・データ駆動型教育は明確に定義されているわけではないが、上記の「成長戦略 2018」において示されたように、Society5.0 の原動力となる「民間」のイノベーションを支えるため、「官」に求められるデータ駆動型社会のインフラ整備と規制・制度改革、これを教育制度に応用するものだと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 経団連「EdTech を活用した Society 5.0 時代の学び」(2020 年 3 月 13 日)、同「Society 5.0 に向けて求められる初等中等教育改革 第一次提言」(2020 年 7 月 14 日)、同「Society 5.0 に向けて求められる初等中等教育改革 第二次提言」(2020 年 11 月 17 日)、同「Society 5.0 時代の学び II」(2021 年 3 月 16 日)、経済同友会「自ら学ぶ力を育てる初等・中等教育の実現に向けて」(2019 年 4 月 3 日)、同「小・中学校の子供の学びを止めないために」(2020 年 6 月 17 日)、同「公立小中学校における『脱・画一化』教育のための『創造的環境』の実現」(2021 年 5 月 7 日)、新経済連盟「GIGA スクール 2.0」(2020 年 10 月 14 日)

- データ駆動型教育における「データ」:
  - ①児童生徒に関するデータ ((スタディ・ログ) (ライフ・ログ))
  - ②教師の指導・支援等に関するデータ(アシスト・ログ)
  - ③学校・自治体に関する行政データ
    - →<u>これらのデータを広範かつ精密に収集・蓄積、分析・判断し、</u> その結果を利活用した教育実践(個別最適な学びを含む)と教 育政策の立案・実施を行っていくという構想。
- ・データ駆動型教育のアイディアは、「骨太の方針 2021」・「成長戦略実行 計画 2021」(いずれも同年 6 月 18 日閣議決定)へ。
- ○加えて、同日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定。 \*デジタル社会形成基本法のもとで政府に策定が義務付けられている 「デジタル社会の形成に関する重点計画」を、同法の施行に先駆けて 策定したもの
  - ・国民向けサービスを実施主体によって「国・自治体」「準公共」「民間」 の3分野に整理。
  - ・「準公共」=国による関与が大きく他の民間分野への波及効果が大きい分野であり、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「モビリティ」、「農業・水産業(スマートフードチェーン)」、「港湾(港湾物流分野)」、「インフラ」の7分野を指定。
  - ・準公共分野においては、国、地方、民間事業者等の様々な主体が連携して効果的・効率的なサービス提供を図ることが望ましく、政府に求められる役割は、デジタル化に向けたシステムの整備とデータ標準の策定
  - ・教育に関しては、①教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実 践の改善に資する教育データの利活用と、②教育政策の立案・実行の改 善に資する教育ビッグデータの利活用を、データ駆動型教育の両輪とし て推進
  - ・「デジタル社会の形成に関する重点計画」と国の他の計画の関係については、「デジタル社会の形成に関しては、重点計画を基本とする」(デジタル社会形成基本法 38 条)
    - →文科大臣に策定が義務付けられている学校教育情報化推進計画よりも、学校教育の ICT 化政策においては優先される可能性
- \*中教審「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)」

#### (2021年1月26日)

- →個別最適な学び=「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した概 念であるとして、従来の文科省の政策の延長にあるものと位置づけ
  - →教育政策を自らが実現可能な範囲に止めようとする文科省の意 図?中教審と文科省の乖離?

#### (小活)

- ① 学校教育の ICT 化政策の目的:
  - ・ ICT によって収集、分析されるデータを軸に教育の実践と政策を再 編すること。
  - ・ そのことにより、国家が学習指導要領によって定めた「資質・能力」 を有する人間の育成をより精密な方法によって実現すること。

#### ② ①の背景:

- ・ デジタル社会形成政策が成長戦略の主軸であることから、民間によるイノベーションを生み出すための国家による環境整備=社会のあらゆる領域におけるデータの標準化、規制・制度改革があること。
- ・ その実現は、成長戦略を主導する首相官邸の枠組みのもとで形成され、その枠組みがさらに強化(デジタル庁、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」)されていること。
- \*加えて、資本が要請する人間象の世界的な変化があると思われる。

#### おわりに

- 教育の目的・本質と個別最適な学び、データ駆動型教育の緊張関係
  - ・ 教育の目的=「人格の完成」(教育基本法 1 条) = 人間が潜在的に持つ諸能力(身体、認知、言語、感性、論理性、社会性、道徳性、芸術性、等々)を全面的に発達させること(世取山 2021 年 b)

↑

- ・ 個別最適な学び・データ駆動型教育=過去のデータの蓄積や標準化された ビッグデータをもとに AI が個人の学習課題・内容をその習熟度に応じて 決定するもの
- ・学習・教育における人間関係の意味

- \*人間の諸能力は、個人によって固定的に保有されるものではなく、学習者同士あるいは学習者と教育者など一定の人間関係の中で規定、発揮される
- \*「教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」ことが教育の「本質的要請」(最高裁学テ判決)

つまり、個性を有する学習者の多様で可変的な学習要求(自らの能力を発達 させようとする顕在的あるいは潜在的な要求)は、それと日常的かつ直に接 する人間によって把握することが可能なのであり、したがってこれに応える ことができるのも人間であるという教育の根源的な姿

Ţ

学習者の学習要求に直に接する人間(教職員等)が、その自律的・専門的な判断のもとに必要に応じて ICT を活用した教育を実践することと、過去のデータの蓄積や標準化されたビッグデータをもとに AI が最適だと判断した学習・教育を行うことの間には大きな乖離

- 人間と教育の本質に根ざした教育実践に必要な条件整備とは何であるのかを実証的に明らかにする必要がある。学校制度を構成する諸要素(年齢主義・履修主義、学級、学年等)の再編が政策課題となる中で、ある種自明のものとされてきた既存の制度の教育的意義を明らかにしていく必要がある。
- 首相官邸主導体制のもと、教育と教育行政が経済政策に従属している。教育の 自律性及びそれを保障するための教育行政の一般行政からの独立という古典的 命題の意義を再考する必要がある。

#### 参考文献

- ・ 井上義和・藤村達也 (2020)「教育とテクノロジー:日本型 EdTech の展開をどう捉えるか?」『教育社会学研究』第 107 集、東洋館出版社。
- ・ 佐藤学『第四次産業革命と教育の未来 ポストコロナ時代の ICT 教育』岩波書店、2021年。
- ・ 谷口聡「『新学習指導要領にみる教育課程政策の現代的特徴」『教育人権保障の到達点と課題』(日本教育法学会年報第50号)有斐閣、2021年a。
- ・ 谷口聡「成長戦略下における学校教育の情報化政策―「個別最適な学び」「データ駆動型教育」構想を中心に―」『日本教育行政学会年報』第47巻、教育開発研究所、2021年b(10月刊行予定)。

- ・ 世取山洋介「教育法学の境界」『教育人権保障の到達点と課題』(日本教育法学会年報第50号)有斐閣、2021年a。
- ・ 世取山洋介「1条」日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』学陽書房、 2021年 b (10月刊行予定)。
- ・ 渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美(2014)『<大国>への執念 安倍政権 と日本の危機』大月書店。

2021 年 9 月 25 日・福祉国家構想研究会/新自由主義教育改革の現段階と対抗戦略――なぜ今「できるよう になる教育 | なのか?

### 新自由主義的な陶冶構想の特質と射程――「個別最適化」社会を生きられる人間へ 中西新太郎

本報告の目的はコロナ禍をきっかけに加速化する新自由主義的な陶冶構想の特質と射程をあ きらかにすることにある。

新自由主義的な陶冶構想として取り上げるのは、新学習指導要領及び文科省を超え統治層が すすめようとしているGIGAスクール構想などの「教育」改革構想であり、その理念的特質と そこから導かれる実践的帰結とを検討する

新自由主義的な陶冶構想がどこまでどのように具体化されているか、構想の推進にともなう 統治層諸アクター間に差異は本報告では主題としていない。成長・社会化過程を支えかつ統御す る教育活動全般を陶冶と呼び、新自由主義的な陶冶の理念的・思想的核心をとらえると共に、そ のロジックを一貫させるならば、どのような教育像が導かれるのか、その教育像は既存の教育体 制・教育活動とはどう異なるのかをあきらかにしたい。

なお、新自由主義陶冶構想としていないのは陶冶の内実について、その推進者にとっても、現 在の構想が一貫したかたちで自覚されているとは限らないためである。

この主題設定を行うのは、新自由主義教育政策に対する批判が、主として、制度改変や教育現 場への統制・介入に向けられ、学びをふくむ教育過程そのものへの新自由主義思想の浸透力にか んする批判的検討が手薄と感じられるからである。(たとえば、PISA 型学力をめぐる議論が新自由主 義的陶冶構想の検討をどれだけ踏まえているか疑わしい。また、GIGAスクール構想などが教育手法の 革新という狭い範囲で解釈されがちなことも新自由主義的な陶冶への検討不足とかかわっている。)

報告は以下の4つのセクションから成る。

I 新自由主義的な陶冶構想の全体像をつかむために必要な視点

p.2~p.3

II 新自由主義的な陶冶構想の特質——「個別最適化」論を中心に

 $p.3 \sim p.11$ 

「主体的で対話的な学び」の意味(p3.~p.5)

教育と学びを計測する――新自由主義的なエヴィデンス論 (p.5~p.6)

データの集積・利用システム (p.6~p.7)

能力主義の純化・尖鋭化としての「個別最適化」イデオロギー (p.7~p.11)

Ⅲ 新自由主義ディストピアとしての「個別最適化」社会

 $p.11 \sim p.13$ 

新自由主義的な陶冶構想は新自由主義の未来社会構想とリンクしていることを確認する。

IV 新自由主義的な陶冶に対抗する視点

p.13 $\sim$ 

#### 新自由主義的な陶冶構想の全体像をつかむために必要な視点

検討の対象は学校教育であるが、新自由主義的な陶冶構想は学校教育の管轄・統御の枠を超えて新自由主義的な社会を生きるために求められる能力、資質の育成過程全般に及んでいる。この点を踏まえた検討のために必要と考えられる視点をあらかじめ挙げておく。

#### ① 「学び方・教え方」を「改革」の梃子にすることの意味

新自由主義教育改革の内容としてイメージしやすいのは学校統廃合等の制度改革を通じての 教育介入であるが、「学び方・教え方」という教育のプロセスと方法とに改革の焦点に据えられ ている。

「このように学べば(教えれば)より教育効果が上がる」というアジェンダ設定は受容されやすいが、そこには、たとえば、教育技術法則化運動と安井俊夫実践(歴史認識論争)のような論争的主題が潜んでいる。

カリキュラム・マネジメント/ 「「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」 「何が身に付いたか」「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」 といった観点からの改善・充実を図」」(文科省初等中等教育局教育課程課「学習指導要領改訂のポイント」)らせるための手段としてのカリキュラム・マネジメント

「各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。」(総則)

「カリキュラム・マネジメント」 については、以下の三つの側面から捉えることができる

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、<u>学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の</u> 達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて 活用しながら効果的に組み合わせること。 (中教審答申 2016 年 12 月)

カリキュラム・マネジメントの実行を通じて学習内容(拘束力を持つ)を教育実践の場・プロセスで固定化させるとともに、前述の「観点」によって学習内容を逆に規定する。

カリキュラム・マネジメントの具体化手法としての PDCA サイクル/ PDCA サイクルは学校運営管理(統制)と学習過程管理(統制)を一体化する。また、学習過程管理を介して教科(サブジェクト)の内容にそくした特性を解体する(教科横断性)。学び方のコントロールは手法上

の問題にとどまらず、教育のいとなみ全体を改変させる。

「学び方」の一元化にもとづく教育再編は、子どもの生活の内面を含むより広い範囲(道徳意識、学級活動、生活指導…)をコントロール(評価・計測)可能な対象に据える。

#### ② 「教育」範囲の拡大とケア次元に固有の課題の排除

「教育改革」には教育といういとなみを変質させ、人材開発視点による「教育」範囲の拡張 と教育におけるケア次元の排除とが組みこまれている。

学校教育におけるケア次元の課題と実践が変質させられるだけでなく、保育のような、ケア次元(養育)を前提とした実践領域が「教育」に組みこまれる。

「各幼保連携型認定子ども園においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成すること、その実施状況を評価して改善を図っていくこと、また実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき組織的かつ計画的に各幼保連携型認定子ども園の教育及び保育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。」(幼保連携型認定子ども園指導要領総則)

「教育」年齢の下限、上限の拡張のみならず、既存の教育活動に組み込まれていたケア的諸 課題が「教育化」される。この「教育化」過程は、同時に、ケア次元に固有の課題が「教育」 の範囲外へと排除され、放置ないし矯正対象として他者化される事態を進行させる。

新自由主義的な陶冶構想の特質――「個別最適化」論を中心に以上の視点に留意しながら、新自由主義的な陶冶構想の特質について検討する。

#### ① 「主体的で対話的な学び」の意味

新学習指導要領は、教育のあり方について、以下のように、「主体的で対話的な学び」の実現を理念的中心軸に位置づけている。

「主体的で対話的な学び」=「アクティブ・ラーニング」という等置のうさんくささをひとまず措くなら、主体的であることも対話的であることも、学びのあり方としてそれだけを抽出すれば異論のない目標に映る。主体的や対話的が学び方の「理想型」と感じられるのは、主体性や対話的(協働的)関係にかんする観念が前提されているからである。

しかし、主体性や対話的関係についてのそうした一般的了解と新学習指導要領で謳われるそれらとは意味合いが異なり、その実質において、主体性の封じこめや対話的関係における矛盾や対立の排除といった効果を帯びる。

「主体的・ 対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ ラーニング」の視点)

- 第三は、子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、<u>これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにする</u>ため、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善を図っていくことである。
- 学びの質を高めていくためには、第7章において述べる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。
- これが「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善であるが、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。
- 次期学習指導要領が目指すのは、<u>学習の内容と方法の両方を重視</u>し、子供たちの学びの過程を質的に 高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが<u>「何ができるようになるか」を明確に</u> しながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を、前項(2)にお いて述べた「カリキュラム・マネジメント」を通じて組み立てていくことが重要になる。
- また、「カリキュラム・マネジメント」は、学校の組織力を高める観点から、学校の組織や経営の見直しにつながるものである。その意味において、今回の改訂において提起された「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」は、教育課程を軸にしながら、授業、学校の組織や経営の改善などを行うためのものであり、両者は一体として捉えてこそ学校全体の機能を強化することができる。

(前掲中教審答申)

\*1 主体的であること、対話的であることは共に、(何ができるようになるかという)目標達成の手段として位置づけられている。つまり、目標を達成できるかどうかが先行する。

主体的・対話的な「学び」の追求は、たとえ明示的でなくとも、目標の先在を想定する。 「知識基盤社会」に求められる資質・能力が総体としての目標であり、その個々の内容は「時 代の要請」に応じて自在に(恣意的に)切り出し可能。

- →「主体性を育てる」目標が設定されるさいに出現するアポリア
- \*2 主体的・対話的という「方法」を梃子にすることで「学び」の目標を肥大化させる。
- →子どもの学校生活・家庭(社会)生活全体を目標化させ、達成度、達成の有無を評価対象に据える。 ex. 「特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。」(中学校学習指導要領)
- \*3主体的であること、対話的であることは、それを通じて目指される目標の達成度と関連づけて評価されるから、姿勢や態度、意欲といった情動的要素を評価すべき領域として教育評価の

#### 対象に据える。

② 教育と学びを計測する――新自由主義的なエヴィデンス論

主体的・対話的な学びを評価するためには、それらを評価可能にするスキーマ、手段が必要になる。主体性や対話的な態度(これらはさらに種々の情動的要素に分節化される)を何らかの手段(測定尺度)によって可視化し、各人がそれらの態度をどの程度実現できているかどうかを評価できなければならない。情動的要素について「できているかどうか」測定し評価する枠組みをいかに体系的に(正当化できる形態で)持ち込むかが課題となる。

「多元モデルにおいて鍵となるのは、認知科学やビッグデータ等を活かした「教育や学習を科学する視点」である。一元モデルで一定の成功を収めてきた我が国の教育においては、経験や勘が重視され、教員養成や研修においてもこれが伝承されてきた。一方、多元モデルの教育においては、Edtech13等の導入により、活用できるツールの選択肢が広がっていく。こうした時代においては、教育方法や手段を決定する際の拠り所となるのは、認知科学やビッグデータの活用等、「教育や学習を科学する視点」であり、そういった視点によって、単なる費用対効果論を乗り越える、真のEBPM(Evidence-Based Policy Making)が実現される。そのためには、現在は、国、地方公共団体、民間事業者等の様々な主体が別個に保有しているデータを集約し活用できるようデータ規格の標準化やデータのオープンソース化を図っていくことが必要である。」(文科省Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会、新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース「Society5.0に向けた人材育成~社会が変わる、学びが変わる~」2017、小中学校教育部分)

「その特性ゆえに、幼児行動や教師の指導の効果等が把握しづらい側面がある。このため、これらを可視化し、指導の支援に役立てるという観点、あるいは教師の負担軽減の観点から、Society 5.0 時代の先端技術を活用することが考えられる。 例えば、ICT の活用などを通じて、園内の環境及び幼児行動、それに応じた教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉し、経験則として継承・蓄積されてきた 指導の技術の可視化を図ること等によって、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や幼児教育の担い手による適切な指導を支援し、またその業務の負担軽減を図ることが考えられる。その際、幼児の教育は遊びや具体的な経験を通じて行われるという幼児教育の基本は今後も大切にされなければならないことは論を俟たないが、併せて幼児期の教育における科学技術の活用可能性に関する関係者の意識改革も重要となる。」(同前)

\*1 学ぶプロセスにかかわる多様な要素をデータ(測定可能な情報)として集積し、それを活用させることで「学習効果」を向上させることができるという発想

測ろうとする要素は個別化されていなければならない、言いかえれば、**個別化される要素** (能力、資質、態度…) のみが抽出される (→モジュール化という観念)。このスキーマでは、たとえば、「…困難があったら、正攻法で乗り越えればいい。そんな風に考えてる強い人間が、嫌いなんです。僕は」(逸木裕『少女は夜を綴らない』角川書店 2017)といった「態度」は排除されるほかない。あまりの貧窮に笑うしかない状況を、このように個別化可能なかたちでとらえると

すれば犯罪的だ。

\*2 このスキーマにもとづいてデータを集積できるならば、学級や学校あるいは地域生活といった場面で積み重ねられた知見(局域性を持つがゆえに有効な臨床知)は不要ないし補完的となる。そのことはまた、教育実践の自律的次元を縮小・解体し教育活動全体の集権化と教育・陶冶領域の徹底した市場化をもたらす(「データのオープンソース化」)。 →たとえば、いまや世界一のダンス大国といえるほど急激に増加しているダンス人口は民間ダンスクラブを最も重要な基盤としている。

#### ③ データの集積・利用システム

新自由主義的な陶冶構想にとって不可欠な手段と位置づけられた「認知科学やデータの活用」 の具体化がギガスクール構想であり、スタディ・ログ等の集積、活用という手法。

対面を土台とする教育が制約されたコロナ禍は、この方向への学校教育の転換を推進する好機となった。

「同じ学年の子ども達が同じ教室に同時に集まり、標準的な授業時数を一律に履修することを前提とした現在の制度は、教師が EdTech を活用して子どもの能力を最大限に引き出すべく、授業時間の使い方を工夫する際の制約」「高速大容量通信とインターネットは、「対面」や「対話」という言葉の意味を劇的に変え、時間的・空間的な制約を越えて、リアルな対面と同等の質のコミュニケーションを可能にした。」(経産省「未来の教室」と EdTech 研究会第 2 次提言「未来の教室ビジョン」2019 年 6 月)

スタディ・ログをポートフォリオとすることにより個別化された教育の次元をより濃密にコントロールする体制

「児童生徒一人一人の<u>能力や適性に応じて個別最適化された学び</u>の実現に向けて、スタディ・ログ等を 蓄積した学びのポートフォリオを活用しながら、個々人の学習傾向や活動状況(スポーツ、文化、特別活動、部活動、ボランティア等を含む)、各教科・単元の特質等を踏まえた実践的な研究・開発」を行う。

「EdTechを活用し、個人の学習状況等のスタディ・ログを学びのポートフォリオとして電子化・蓄積し、指導と評価の一体化を加速するとともに、児童生徒が自ら活用できるようにする。そのため、CBTの導入を含めた全国学力・学習状況 調査の改善、学びの基礎診断の円滑な導入により、個々の児童生徒について、基盤的学力や情報活用能力の習得状況の継続的な把握と迅速なフィードバックを可能とし、評価改善のサイクルを確立する。」 (いずれも前掲「Society5.0に向けた人材育成」)

→\*より濃密なモニタリング、テスト体制を意図していることに注意

スタディ・ログとして集積される情報の範囲は広く、学習活動の履歴にとどまらない。学校生活のみならず学校外生活、家庭生活における子どもの行動全体を対象とする。→\*「セキュリティの確保やプライバシー保護の観点を重視し過ぎていることから、データの利活用が進んでいない」(文科省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」2018年6月)ことが障害とみなされている。

「学習ログは、学校や、学習塾・フリースクール・スポーツ教室・音楽教室等の民間教育サービス、更に子どもたちを支援する専門家による連携も容易にするべく、標準化されたフォーマットによって、相互運用性を担保して蓄積されるべき」(経産省前掲「未来の教室ビジョン」)

「「A さん、宿題をやったのが夜 11 時か… 今日は寝不足かもしれないな。」「B さん、いつもと違って、短時間で一番難しい問題まで到達しているぞ。褒めてあげよう。」」

「子供の多様で大量の発言等の学びに関する情報を即時に収集、整理・分析することで、 他者との議論が可視化できる」 →「手元のタブレットを見ると、グループ内の発話量がデータと して収集されており、一目で状況を把握できる。これを見ながら発話量の少な い子供が思考を深めるために黙っているのか、議論の輪に入っていけないのか を見極めて、各グループの活動状況の違いを把握することができる|

「センサ(感知器)等を使用して様々な情報を計測する技術(センシング技術)を活用することで、子供の個々の状況がこれまでにない精度で客観的かつ継続的に把握できる」 → 「校門のセンサで感知する登校時間が日に日に遅くなっている子供がいれば注意情報として自動的に通知」(同前)

Jep という失敗/ 「高校生がインターネット上に日々の活動の成果をためていく e ポートフォリオ(学びの記録)。中でも主体性の評価に生かせるよう入力項目を特化した「JAPAN  $e-Portfoldsymbol{o}$  rtfolio (JeP)」の運用が、昨年始まった。」(中日新聞 2019 年 1 月 13 日)

- ・生徒が学校や自宅でパソコンやタブレット、スマートフォンを使い、授業や学校行事、部活動、課外活動、資格・検定等の実績や成果、学びの振り返り(これらの情報を「学びのデータ」と呼ぶ)を JeP に記録する。
- ・「探究活動」「生徒会・委員会」「留学・海外経験」「資格・検定」「表彰・顕彰」「部活動」「学校行事」「学校以外の活動」の 8 つの活動カテゴリがあり、該当するものを選択する。項目は以下のようになっている。(ベネッセホールディングス B e t w e e n 2018 年 2 月 5 日)
- ④ 能力主義の純化・尖鋭化としての「個別最適化」イデオロギー

学び方に照応する教え方にかんする構想の中心は「個別最適化」プログラムである。このプログラムを具体化するために不可欠な手段としてGIGAスクール構想など、ICT の活用が謳われている。コロナ禍はこの構想を具体化する絶好の機会となった。

「個人の進度や能力、関心に応じた学び」を具体化する「個別最適化」プログラム(個体に焦点を合わせた陶冶・社会化体制)は公教育システムの下で教育を受ける権利の平等性を保障しない。能力や資質、習熟度に応じた個別的指導が教育における不平等を正当化しかねないとの危惧はストリーミングへの批判にみられたとおりである。

しかし、子ども一人ひとりの特性、環境に応じた「学び」を包括的に支援するという「個別最適化」プログラムの理念は、各人がそれぞれの課題に主体的に取り組みやすい動機づけ(ナッジ)と手段とを用意するという局面にのみ焦点を当てることで、上述の危惧を否定する。

デジタル教科書・教材・コンテンツの開発・活用、<u>外部人材の拡充・ネットワーク化</u>等を通じ、国・地方が一体となってGIGAスクール構想\*を加速し、児童生徒1人1台端末、必要な通信環境の整備、効果

的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。教師のICT活用指導力の伸長、ICT活用方法等の支援、 学習成果重視への評価の転換、ICTの活用等を含めた特別支援教育、いじめ・不登校への対応、全ての 児童生徒に対する個別最適化された学習計画の作成、教育データの標準化・利活用を進める。 子供の創造 力を高め、その能力・特性や習熟度、地域の実情等に応じた多様で個別最適化された深い学びを実現する ため、学年・学校種を超えた学びの拡充、異能・異才への指導・支援、STEAM教育や課題解決型学習 (PBL70)の充実、授業時数の柔軟な取扱いや小学校における教科担任制の導入など教育課程・教員免 許・教職員配置の在り方の一体的検討を進める。

\*子供たち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、ICTや先端技術を効果的に活用し、児童生徒 1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく構想。GIGA=Global and Innovation Gateway for All。 (「骨太方針 2020」)

しかし、「個別最適化」プログラムは、子ども一人ひとりの状態、環境等にそくした支援を行うといった既存の教育実践で普通に行われてきた手法をより一層充実させるというものではなく、新自由主義的な陶冶を教育体制全般に浸透させる梃子として機能する。

「個別最適化」プログラムは、その理念上の核心を取り出すなら、**能力主義の純化・先鋭化**であり、プログラムの遂行によって新自由主義的人間像を正当化する。

以下、能力主義の純化・尖鋭化と呼ぶ根拠について4点ほど指摘したい。

#### \*1 「到達度主義」/

「個別最適化」は、「学び」の目的(到達点)を各人に応じて設定するものではない。「できるようになる」到達点が前提されており(「到達度主義」)、その到達点に向かいやすくさせる動機づけと誘導環境とを「教育」のデフォルトとして設計するのが「個別最適化」プログラムである。「学びのポートフォリオ」にみられるように、子どもたちの学習活動引いては生活全体が個体化された形態で把握され、到達すべき目標に照らし評価される。したがって、たとえば、「友だち同士でいろいろおしゃべりができるから美術の時間は楽しい」といった「学習動機」は、このプログラムではあらかじめ排除されている。

- →「何かができるようになる|目標設定が一定の限界内で教育に組みこまれることは否定されない。
- →人間の行為における目標とプロセスの関係をどう設計することが可能か、また適切かという社会形成 全体にかかわる論点がある。

#### \*2 個体能力観の徹底/

成長・社会化過程に不可欠で本質的な共同性・社会性の次元に生起する「力」も個体に帰属する能力に還元され、非認知能力として位置づけられる。 →非認知能力の陶冶に対する関心の高まりには国際的文脈(PISA型学力、キー・コンピテンシー)がある。この文脈は、大きくみて、新自由主義的人材開発構想の線上にあり、この構想をめぐる対抗関係の理解が必要である。

対話的あるいは協働的な学びと言う場合の対話も協働も、それを可能にする個体能力でのみ

とらえられ評価される。

#### →人間の生に本質的な共同性・社会性の次元とそこに生起する「力」をどうとらえるか?

非認知的能力のみならず認知次元でも共同性・社会的次元を排除できない/ 個別化された単体の認知 (とその獲得物としての知識) という状況想定の方が特殊であること、コミュニケーション論、当事者 研究等の領域であきらかにされてきた認知と〈知〉との特徴

共同的・社会的次元に生起する「力」の把握はケア関係に焦点を当てる議論の主題となって きた。個体能力に焦点を当てた「個別最適化」プログラムはケア関係の特質と可能性(ポテンシャル)を視野外においてしまう。

ex.ケアの最適化プログラムで起きたこと/「訪問してくるケアワーカーが毎回異なる」→不満→「パーソナル・ケアギバー」制度→状況に応じたシフトが組めない

「(訪問介護サービスにおいて)マネジリアリズムに基づく技術は、ケアを1回ごとの契約へと切り分け、ケア受給者を消費者として扱うことで、ケアの実践を再分配からより交換に近いものへと加工していく。一方で、ケア受給者を市民と見なす論理もサービスのなかに温存されており、民営化を円滑に進めていくための弁法として利用されている」「市場において交換されるサービスは、理念上、行為の始まりと終わりが明快である。一方で、再分配は進行するプロセスであり製品ではない。現場のケアワーカーが語るようにケアプランは常に変化するものであるとすれば、ケアという実践は消費者よりも市民的な選択の論理により親和的であると言えよう。だが、…、民営化されたケアもまた、実践においては商品、営利、効率性といった民営化された理念からつねにずれていく可能性を秘めている。その意味で、ケアの最適化とは根本的な不可能性を帯びた営為である」(高橋絵里香「最適化されたケア——フィンランドの社会サービス改革と「市民-消費者」の浮上」森明子編『ケアが生まれる場』ナカニシヤ出版 2019)

#### \*3 成長を保障する社会的・公的地盤の矮小化と「自己責任」の体制化

子どもの生活を成り立たせているあらゆるパフォーマンスを個体能力の集積ととらえることにより、成長・社会化の課題はこの集積された個体能力の獲得に収斂させられる。

「最適化」可能という前提が疑わしい「個別最適化」プログラムを与えられれば、このプログラムを遂行できるか否かは個人の責任範囲内に位置づけられる。「個別最適化」プログラムに従って努力すれば設定された目標に到達できるはず(「到達度主義」)、できなければおかしい。「最適」のプログラムが遂行できない個人に問題がある。

#### \*4 各人の能力は普遍的指標にもとづいて評価され序列化(ランキング)される。

「個別最適化」プログラムは、子ども一人ひとりの能力等についてのデータ及びこれらを集積 したビッグデータにもとづく診断(ランキング)に基礎づけられるから科学的、客観的であり、 「到達度」を測る普遍的指標となる。

「属人的な知識やスキルがAIで解析されることなどにより安定した再現性を持って共有 される状態(北野宏明)」が可能となれば、このコモディティ化された能力を開発するための「個 別最適化」プログラムとして陶冶の評価システムを構築できる。

測定のフィクション/ しかし、こうした手続きにもとづいて抽出されたデータ、指標に依拠する診断には陥穽がある。

キャンベルの法則「定量的な社会指標が社会的意思決定に使われば使われるほど、汚職の圧力にさらされ やすくなり、本来監視するはずの社会プロセスをねじまげ、腐敗させやすくなる」(ジェリー・Z・ミラー『測りすぎ』みすず書房2019)

「測定実績のねじれた結果」→「テストそのものの予測妥当性を崩壊させてしまう」「能力テストは、 普段の教育で生徒が身につけた知識や能力を測るためのものだ。その教育がテストの成績を上げることを 重視するようになると、テストは本来測るはずだったものを測らなくなる。たとえば、授業時間がテスト を模した複数選択式の問題に答える練習に割かれると、生徒はテストではいい点を取れるかもしれない が、テストの内容について実際に何かを学ぶことはなくなってしまう」(同前96)

AI によるビッグデータ解析が提出する診断の根拠は検証できないため、診断は、事実上、 絶対的な断定として機能する。

#### \*5 環境(デフォルト)に応じられるよう自己をつくりかえる――主体の変容

「個別最適化」プログラムに依拠する能力主義の純化・尖鋭化は、このように把握される能力のにない手たる主体の観念とあり方を変容させる。

能力のコモディティ化/ これまでみてきた陶冶構想の前提には、個体に分節化された社会 (自律分散型社会)の実現という目標がある。この目標に近づくためには、社会の「触れあいを 避けられない領域」における関係態を縮減・消失させる社会技法を必要とする。「個別最適化」 プログラムによって陶冶される能力は、この社会に適合できるよう、個体に分節化された主体内 に封じこめ可能な能力 (コンピテンシー) にほかならない。これがコモディティ化された能力で ある。

「これらの技術(ブロックチェーンに着想を得た新たな技術体系―中西)によって新たなフロンティアを切り開くには、現在のブロックチェーン関連技術では不十分であり、実世界でのサービス取引を確実に実行させる技術が必要である。これは、物理的作業や知的作業を伴う何らかの能力へのアクセスであり、たとえば、AIは、このような能力の一定部分をコモディティ化することが可能である。この「コモディティ化された能力」(commoditized ability)を、いかに必要とする人に提供するかという視点で、ブロックチェーンやその派生技術を再定義する方が見通しがよいように思われる。この考えを推し進めるならば、本命はIoAであり、コモディティ化した能力のグローバルマーケットという新たなフロンティアが開拓されるはずであろう。」 (北野宏明「ブロックチェーンの活路は人工知能との連携にあり」

成長・社会化過程の「主体的な」で「対話的な」あり方は、コモディティ化された能力への アクセスにどれだけ積極的であろうと努力しているかによって判定される。たとえば、委員会活 動や部活、友人関係のあしらい方等々での「コミュニケーション能力」、神対応の「技」がコモ

\*下線-中西

『DIAMOND ハーバードビジネスレビュー』 2017 年 8 月号)

ディティ化された能力だとすれば、それらを身につけようと頑張るすがたが測定され評価の対象となる。

→\*「本気」を出して自分をつくる過程の可視化、「なろう系」自己の焦点化/

De Ce Soプロジェクトがキー・コンピテンシーの核心とする思慮深さの要素に、「考えることを考える」「メタ認知的技能」(ドミニク・ライチェン、ローラ・サルガニク)を挙げていることは、この点とかかわって注目に値する。他者とともにある、協調する、問題を共有する…(とみなされ評価される)ように、自己の位置を反省的に調整する技能である。自己の反省的あり方が言われているが、そのあり方を評価するとはどういうことか。

いかに努力し、孤立して自分に閉じこもらずに振る舞っているか……そのように自己の振る舞いに心を砕き意欲をこめている、いわばメタ自己の「力」が、陶冶され評価されるべき能力の実体である。「意欲的」であるようにみせ、つたえようとする「意欲」つまりは社会性に富んでいるという自己アピール力を可視化させ評価させる――これがメタ自己の力を認知させるパワーゲームである。そこで評価対象とされる能力の次元は、直接で具体的なパフォーマンスから汲みとれる精神的姿勢、たがいに評価し合える社会圏内にあろうと励むメタ自己の強さである。たとえば、誰かのファッションを「かわいい」と評価するとき、ファッションをつうじて「かわいくあろう」とする努力、姿勢が重要な評価の対象となっているという具合に。これを「こつこつと努力すれば必ず報われる(誰かがそれだけ評価してくれる)」という勤勉さの評価と同一視してはならない。他者の目に見え、成果を挙げた努力のみが「努力してきたことを見せられる能力」に値するからである。」(拙稿)

ここに触れたように、現代日本の若年層が生きる社会文化にあっては、「個別最適化」社会 に適合的な主体の観念とあり方とを受容する土壌が広く存在する。

「あなたの感じていることをそのまま言いなさい(書きなさい)」という要求はなぜ理不尽に感じられるのか?  $\rightarrow$  「あなたが感じていることを、どのように感じているかがつたわるようなコミュニケーション力を使って私に(みんなに)つたえなさい」  $\rightarrow$  「いまある自分」という「素材」を加工してつくる自分こそが「素の自分」という関係の下では、「あなたの感じていること」とは何を指しているかわからない。

#### Ⅲ 新自由主義ディストピアとしての「個別最適化」社会

陶冶における「個別最適化」プログラムは、このプログラムによって獲得させた「能力」が必要かつ有効であるような社会像(新自由主義社会構想)を前提にしている。知識基盤社会等の言葉で表明されるこの社会像を前提に、そこで生きられるようになる陶冶が必要であり、「個別最適化」プログラムはこれを具体化させる手段にほかならない。

新自由主義的社会秩序の維持にとってこうした陶冶が果たす役割、機能について簡単にみておく。

「産業そのものが変わる。プラットフォーム・ビジネスの展開やクラウドによる情報の分散化、所有と利用の分離などが原動力となり、産業構造は大きく変化するだろうと言われている。プラットフォーム・ビジネスは様々な関連するビジネスを巻き込み、拡大していく性質があることから、経済社会における「勝者」と「敗者」の二極化が更に拡大していくことも予想される。AI とロボティクスによる能力のコモデ

<u>ィティ化は、プラットフォームに巻き込まれる関連するビジネスを、すべて"取り換えの利く駒"に変えていく</u>のではないかとも予測する者もある。 産業が変われば働き方も変わる。人間の業務と機械の業務が再編成されることで業務のモジュール化が進み、業務のアウトソーシングも促進されるだろう。 情報通信技術の発達によりモバイルワークの導入も進み、企業に雇われない働き方(自営的就労を行う者)が急速に増えていくことが予想される。」(前掲「Society5.0 に向けた人材育成」)

\*1 新自由主義化された世界(社会)のグローバルスタンダードに適応して生きられるために不可欠な能力が開発されねばならない。「個別最適化」手法による陶冶はその手段である。

→たとえば、介護ロボットやセンサーが介護におけるグローバル・スタンダートとなる社会では、患者と介護者との局地的なかかわりに由来するスキルに代わって、介護ロボットに対応できる患者の態度・振る舞い、スキルが必要とされ、そうした「能力」を身につけさせるための陶冶が構想される。「生きる力」といった可変的で不定形に映る観念も、コモディティ化された能力として表象され位置づけられる。

「地域のヘルスケアシステムで医療費を抑えつつ、健康寿命を向上させることを考えよう。ここで、 政策変更と地域の健康寿命の変化との関係をデータから分析しようとしても、サイクル時間が長すぎる。アウトカムとしてこの 1/T ゆらぎを用いることで、サイクルを劇的に短くできる。PDCA が日々回せるようになる。|

「20世紀は、人間がシステムやルールに合わせる時代だった。今後は、ハピネスの定量化と人工知能によって、各人の幸福感を高めるべく、むしろシステムやルールが人に合わせる時代へと変わる。幸福感の計測という集合的な無意識を捉えるブレークスルーは、人類のハピネスを可視化し、個人の人生はもちろん、企業、地域や国、さらに人類全体の合意形成や経営に革命を起こすのではないか。」

(矢野和男他「ウエアラブル技術による幸福感の計測|『日立評論』2015年6・7月合併号)

ここでは、「個別最適化」が予定調和的に「全体最適」を実現するような駆動システムに社会が置き換えられている。この「個別最適化」社会を実現させるためには、「全体最適」を「個別最適化」過程にあらかじめビルトインする往還関係が成り立っていなければならない。コモディティ化された能力のにない手たりうるよう自己を彫琢すること(IoTに照応しうる IoU の実現)

\*2 「個別最適化」プログラムは普通の人々に必要な陶冶水準を追求する。

「個別最適化」プログラムによって「コモディティ化された能力」を駆使できるする陶冶構想はエリートを抽出するための人材開発にとどまらず、むしろ、新自由主義化された世界で生きられるよう普通人を馴致することに力点がおかれる。

「個別最適化」プログラムの適用範囲が幼児から生涯教育までに及ぶことはこの点を反映しているだろう。

\*3 「個別最適化」プログラムを通じての陶冶は、その前提である新自由主義社会構想に対する疑問や違和感を封殺する。/ →たとえば、スマートシティ構想は物流におけるラストワンマイルの困難を解消するよう設計され、個別の事情と背景を取り除いた移動や「置き配」システムに適応できる

スキルを各人に課す。人と移動体のゆるやかな混合を保障する空間として街路を定義し直し、この空間に おける不定形の(柔軟な)出会いを構想するオルタナティブ工学の空間構想は、スマートシティ構想の視 野外にある。

#### \*4 「個別最適化」社会は、そこから排除された存在を不可避的に出現させる。

相対的に「無能力」の状態(グローバルスタンダードに適応できない状態)におかれた人々、集団、 社会に対し、無償でその不利を補完する体制(民主主義的体制)を保障するのでないかぎり、彼 らは、「社会不適合者」として「効率的に」排除される。

「たとえば、銀行も、ローン審査にソーシャルデータを使いはじめている。「友達の信用状態から信用を 供与すべきかどうかを判断するのです」とストライカーが言うように、支払いが遅れがちな友達が何人も いる人は、やはり、支払いが滞りがちだと考えるわけだ。…中略…

ここで心配なのは、なにをどう考えて決定をくだしたのが、会社側に説明する義務がない点だ。そのため、知らないうちに判断をくだされ、抗議もできないケースが考えられる。例として求職のソーシャルサイト、リンクトインについて考えてみよう。ここではキャリアの予測診断が受けられる。同じ分野の後輩と履歴書を比較し、五年後の自分を予想してもらえるサービスだ。…実に優れた顧客サービスだと言えるだろう。では、このデータをリンクトインが企業顧客に提供し、負け組と予想された人をはじけるようにしたらどうなるだろう。…それこそ、アルゴリズムでデータから推論する論理的手法、つまり帰納法がもつ根本的な問題である。」(イーライ・パリサー『閉じこもるインターネット』井口耕二訳 2012)

- IV 新自由主義的な陶冶に対抗する視点
- ① 社会権としての生存権理念に支えられる「生きること」の基底――生存権理念のリアルで実践的な力を蘇らせる。

新自由主義的陶冶の実践は教育の貧困化をもたらす。

教育の貧困化は、たとえば以下のような事態に鋭く現れるだろう。毎月クラス毎の忘れ物回数を計らせ発表して最下位クラスにペナルティを与える PDCA サイクルにもとづく手法→忘れ物の多さの背景にある貧困は教育の視野外におかれる。(規律訓練型の馴致)

「個別最適化」プログラムでは、さらにすすんで、忘れ物の多い子どもへの「最適化」指導が施される。そのプロセスが公表されなければスティグマは生じないと考えるかもしれないが、貧困の現実は「教育」の公共的次元から完全に隠蔽され、貧困に由来する困難は個人化される。

学校生活が子どもの生を支えるプラットフォームの一つであるべきだとすれば、こうした教育の貧困化は子どもたちが生きる現実と教育のいとなみを切断し、教育全体をフィクション化する。

薬物使用へのハームリダクションが新自由主義的性格を帯びていることへの以下の指摘は、 教育における「個別最適化」プログラムの本質をも衝いている。

「薬物使用者は、「安全な注射」に関連する適切な資源・情報を活用してリスクを回避していくことができる/べきである、と想定されており、その意味でリスク回避的薬物使用を奉ずる慎慮的主体として「責任化」

されている」「Fraser は、こうした「安全な注射」における責任化が、「社会構造や政治構造ではなく、個人の『振る舞い』に対する規律」  $\rightarrow$  「自律的・自己統治的・起業的(enterprising)な個人の生産」  $\rightarrow$  行為に対する個人への帰責」という新自由主義的合理性のもとでの主体形成をトレースするものであることを指摘している。」「ハームリダクションに見出される善意のテクノロジーは、処罰的手段を置換するのでは全くなく、「健康な自己変容」のための新たな機会を享受することができないか、享受しようとしない(いまだ多数に上る)薬物使用者に対して向けられる抑圧的手段の維持、もしくは増加すらも実際に可能にし、正統化する。

平井秀幸「ハームリダクションのダークサイドに関する社会学的考察・序説」(熊谷晋一郎編『当事者研究と専門知』金剛出版 2018)

\*1 権利論的文脈にそって考えるなら、子どもの生を支える公的・実践的責任は生存権理念を根拠としている。

生存権は各人の生存を抽象的に認める理念にとどまらない。具体的な生のさまざまな様相に立ち入って、生の人間的なあり方を究明し保障しようとする。したがって生存権それはあらかじめ整えられたという意味での理念的な体系なのではなく、各人の生活にそくし生存権の中味を具体的に確保しようとする努力を通じて発見され豊富化されてゆく体系である。

\*2 生存権理念のこうした特質を踏まえるなら、子どもの生を支える教育のいとなみは、以下の観点を備えた実践的で「力動的な関係」\*として構想されよう。

「すべての子どもの生をひとしく肯定すること」

「子どもの生の多様性を尊重し保障すること」

「子どもたちの生きる現実に根ざすこと」

「子どもの生に発する声・要求との応答関係を保障すること」

- →〈主体-客体〉、〈能動-受動〉、「教育的」という範囲の内外を流動化させること等々をふくむ関係として仮にこう呼ぶ。
- \*3 生存権理念が基底にすわらない学校教育では、困難が深ければ深いほど学校という社会空間に近づけなくなる。

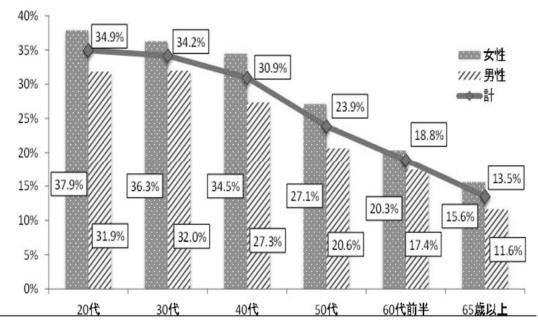
たとえば、貧困は教育の場でどう受けとめられているか? 学校は、貧困の現実を決してむきだしに晒してはならない場所になっていないか。学校は目の前にある貧困に具体的に対処しなければならず、その対処は、教育の場としての学校にかかわるすべての人々、子どもたちにとって当事者性のあることがらとなる。

→貧困と一口に言っても、その具体的な現れが多様で複合的であるから、たとえば、修学旅行費用の積み立て不能など、学校生活に直接現れる困難を入り口に一筋縄ではゆかない入り組んだ困難の数々が立ち現れる。月額2~3千円の部活費用を払えない状況で部活を義務づけることは反教育的である。学業継続の

困難にたいする対処を超え、就業や家族支援、妊娠、疾病等への対策まで視野に収めて取りくまなくては、 困難の具体的克服がおぼつかない。労働法規を無視したバイト先での酷使や貧困ビジネスというべき働か せ方への警戒や対処も必要になり、対処すべき課題は山積している。それらをすべて解決できるか否かで はなく、それらを教育に課せられた課題として受け止められるか否かが問われる。

② 人材開発競争の緻密な体制を志向する「個別最適化」プログラムから、ケア関係を不可欠な一部(それも核心的な一部)として備えた生活-社会組織としての性格を備えた教育への転換/

\*1 「個別最適化」プログラムの推進は成長・社会化過程に広く出現している「生きづらさ」を教育の埒外におく。



(「日本財団自殺意識調査 2016 | 2017 年 3 月)

#### \*2 「苦しい」「嫌だ」「消えたい」…を引き受ける〈場〉の豊かさを育てる/

生きづらさが多様なすがたで出現する場、そこにひそむ葛藤や矛盾、退行や乖離を克服すべき欠陥という固定した位置に押しこめる「個別最適化」プログラムはこの課題を解決できない。「うまくものが言えない」のは「きちんと自分の感じていることを言える」主体の未熟ではない。うまく言えない部分(それは必ずある)を圧し殺し、ないものとして忘れ去るような「主体性」の涵養は、そうできない感覚にひそむ未発の力を排除する。言葉に詰まり言いよどむ、突っこまれるスキがある、決められない、不器用で何ごとも遅い……今日の学校体制の下で否定的にのみ評価されるそれらは、人の社会的なかまえ一人間の生に根源的な条件一の疎外された発現形態にほかならない。「自分殺し」とでも言えそうな、相手に何も気取らせない無表情や、自己をその場から切り離す乖離的振る舞い、淡々と教育秩序に従う身体扱い等々は、学校体制への見事な順応でありながら、同時に、その恭順が、学校体制の求める主体性や社会性を内側から無力化してもいる。

個体能力の欠陥とだけみなされる子どもたちの振る舞いは、しかし、不完全さゆえに、突っこむ、言い直す、一緒に決める…振る舞いに出る他者の場所を保障している。ケア関係の視点に立てば、そのように「生きられる社会」の所在がくっきりと浮かび上がってくる。

では、容易に身動きできない、自分たちの困難を社会に向けて「啓いて」ゆくみちすじがわからない――そんな状況におかれた「当事者」たちの「可動範囲」を広げ、それぞれの苦境を自分の内側に閉じこめず <u>声を挙げてゆける「場」</u>がどのように生起し、どんな特徴をそなえているか? 学校はそうした場の一環 となりうるか?

今も死にたい。今すぐとかじゃないケド チャンスがあればいつでも 逝きたい理由は重なり過ぎて 重すぎて 口に出すのが怖い。

自分の生き方 考え方は正直甘い。ワガママの上で生きていて 変にプライドみたいなのがあって 口ばかり マイナスな考えばかり頭によぎって、でもはりきりすぎて失敗する… これの繰り返しだった気がする 確かな目標が有るわけでもなく 明日生きてる理由、意味、生きたい気持ちがないままズルズルときて、ダラシナイ それならいっそう…って思う人生にしてきた ナッタではなくしてきた。意図的ではナイケド なったは 誰かに責任押しつけてるみたいで 嫌だから あえて… ガキな考え方だけど あたしには 有りな生き方だった。切りのイイところで終わらした方がいいのかなぁって

(ロブ@大月編著『自殺するな! 生きろ!』彩流社)

③ 生きることと学ぶこと(知ること)の断絶・転倒を克服する制度知・実用(生活)知の獲得コロナ禍の下で生活保障、休業補償にかんする具体的対処が争点となり、社会・労働運動の緊急かつ重要な主題となっている。働き方、暮らし方にかかわる制度・政策のあり方が政治的争点としてアジェンダ化(貧困と再分配をめぐる政治)した。貧困と格差を拡大・固定化する新自由主義とこれに対する批判・抵抗という対抗関係が、コロナ禍の下でより鮮明な主題に浮上した。

#### \*1 この対抗の一環には、制度知・実用(生活)知\*をめぐる対抗が存在する。

→「実用」という言葉にはブルジョワ的・近代主義的教養観に由来する卑賤視がつきまとってきた。学校教育において主権者やシティズンシップといった理念を子どもたちの生とリアルにつなぐ主戦場であるはずの家庭科や養護「教育」が「2級」の教科、教育とみなされてきたことはその反映だろう。近代の教養観念には教養主義に帰結するような単相の教養把握ではなく実践的教養(ヘーゲル)といった系譜の異なる教養把握も存在していた。新自由主義的陶冶構想における能力主義の純化・先鋭化は近代教養観念のこの伏流を捨象する。

以上から、制度知・実用(生活)知の獲得が教養の獲得と密接に結びついており、両者の獲得過程は重合していることも理解されよう。専門学校での学びにかんする大規模調査(ベネッセ教育総合研究所「専門学校進学という選択とその後」2017)からわかるのは、職業的レリバンスを踏まえた「学びの再発見」という特徴である。

#### \*2 制度知・実用(生活)知をめぐる対抗の性格/

→制度知・実用(生活)知は適地性というその特質ゆえに新自由主義的なグローバリズム、グローバル知から排除されている。こうした排除機制を持つ「普遍主義」への対抗は、教育の埒外におかれてきたイッシュウを学びの一焦点に据え直すとともに、学校教育のアウトリーチを広げる。

新自由主義的キャリア教育やインターンシップに貫かれている能力主義と格差の正当化に対する批判とオルタナティブの提示もこの対抗の一環である。公教育を「普通の仕事と暮らし」の実現に結びつける社会化プロセスの構築は、「個別最適化」社会に適応する新自由主義的人格陶冶の構想と明確に対峙する。

「子どもが欲しいな。[主婦になりたいの?] そう、将来は主婦しながらレジ打ちで働きたい。けどサンエーは嫌。かねひででレジ打ち。[何が違うの?] かねひでが気楽でいい。」(打越正行「〈地元〉の不変性とダイナミズム――〈地元〉周縁に生きる沖縄の下層若者から――」(社会理論・動態研究所『理論と動態 Vol.3』2010 年 26 頁)

ここに表出されている「普通でいい」というアスピレーションのあり方は、社会が個人に強いる期待圧力の水準を意味する「普通」ではなく、期待される「普通」に逆らってたどり着きたい目的地としての「普通」である。少年少女が、「別に普通」という場合にも、実は、その「普通」は二重の層を成す。

#### \*3 新自由主義統治の権威主義をめぐる対抗――「ルールがあるから生きてゆける」

新自由主義的社会体制における統治・社会統制の特質/ 規律から管理へ?

→「個別最適化」社会という視点からみると、自発や自粛の「誘導」を通じての統治・社会統制が理想型と想定され、この場合、「誘導」システムとして外在化・不可視化された「ルール」 (統合秩序)に破壊的な振る舞い、意識は排除され、「病理学的」対処の対象となる。 ex. 「なぜできないといけないの?」という問いや態度は「個別最適化」プログラムの埒外

しかし、この理想型は「個別最適化」プログラムのフィクション性からして完全には実現しえず、「誘導」の機能不全が露呈する。この結果、「言うことをきかせる」権威主義秩序が新自由主義的社会体制に不可欠な統治・社会統制手法となる。

以上から、統合秩序としての「ルール」への強烈な要求が出現する。ルールを求める心性は 新自由主義的社会を生きる現実に発している。

→権威主義的意識はエリート校生徒に高い(友枝敏雄)という知見は、権威主義的態度を社会階級における下層の心性としてのみとらえる理解の誤りを示唆する。「ルール遵守」の強烈な要求は支配的地位にある階級・階層の体制的意識である。

新自由主義的「自由」の暴力性から身を守る防波堤としての秩序/ 上からの統治を要求する心性とは別種の「権威主義感覚」が存在する。「ルールがあることで生活が守られるのだから そのルールを壊したくない」という感覚である。

「先日、「#制服廃止」の投稿がツイッター上でトレンド入りしていた。その中で「バズっていた」(話題と

なって広まった)ツイートのひとつに、「制服は貧富の差やファッションレベルの差を隠してくれる」とい う意見があり、まさしくその通りだと共感した。

私は、初等部、中等部、高等部を擁する私立大学の附属高校に通っている。ここでは、生徒の家庭環境や 金銭感覚において、差異を感じることが多々ある。そのような学校という空間で、制服は私たちの格差を 隠し、護ってくれるツールとして機能している。…(中略)…

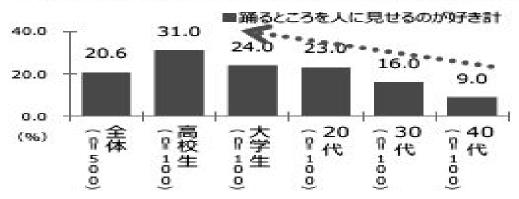
制服が服装の自由を制限しているといった意見もあるが、そもそも服装を自由に選ぶことすらできない人がいることに目を向けるべきであると考える。| (東京新聞 2019 年 11 月 29 日付投書・18 歳高校生)

→この投稿の切実さは「成人式晴れ着戦争」の現実をみればよく想像できよう。

新自由主義的統合秩序の要求と忌避という対抗が制度知・実用(生活)知をめぐる対抗に映し出されていることに注意したい。現存する統合秩序を「生きのびるためにうまく運用する社会技法」へとどうすれば転換できるかがこの対抗の焦点である。ルールを必要とする心情は、「自分の生きる場」が深く脅かされる現実に由来していた。とすれば、必要なのは、身近な生活を生きやすいすがたに変える「ルール」の想像とその具体化である。

→「いまここにある世界」から抜け出せるためのテンプレートとして「ルール」を読みかえ「逸脱」の ルートを探る試みは現在の子ども・若者文化に広範に存在する。

### [図4-1] 踊るところを人に見せるのが好き



(ポカリスエット事務局「高校生・大学生・社会人 500 人に聞くダンス意識と経験調査」2017)

京都府保険医協会は、今から半世紀以上も遡る 1959 年度(昭和 34 年度)から、医療安全対策に取り組んでき た全国的にも珍しい、長い歴史と経験を有しています。2019年度(令和元年度)を以って、医療安全対策を開始 して60周年を迎えることになりました。

「医事紛争事例集-医師が選んだ60事例」は、それを記念して発行されたも のです。是非とも有効活用して、日常診療における「安全」と「安心」を一 層高めて頂ければ幸いです。

# 『医事紛争事例集-医師が

# 選んだ60事例 明日は我が身』

2019 年 9 月 ● 日発行 A 5 判 ● ページ

定 価:3,000円(税込)・送料別

京都協会会員:1,000円(税込)・送料別

他府県協会会員:2,000円(税込)・送料別



#### 本書の特徴

- ①京都府保険医協会・医療安全対策部会の経験豊富な担当理事(医師)が、数ある中から選んだ紛争事例に基づ き作成
- ②会員からの相談によって京都府保険医協会が実際に対応してきた**リアリティー**ある紛争事例
- ③医療現場において特に**注意すべき、**あるいは**典型的**な事例を厳選
- ④本屋さんでは手に入らない**オリジナル**(通販のアマゾンでは購入可能)
- ⑤医療法で定められている各医療機関における医療安全研修に**テキストとして利用可能**

		•	•	•	•	•	•	•	•	٠.	•	•	•	4	• 4	•	•	٠.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	<b>*</b> •	•
▾	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	▾	▾	•	•	•	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	▾	•	•	•	,

【お申込み・お問い合わせは下記まで】 京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637

FAX または QR コードより



	インダーリンプレイス局別もF		r	
医療機関名:				
住所:〒				
Tel:		FAX:		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事例生-医師が選んだ 60 事例		h.かをお選び頂き <b>○で囲ん</b> て	

- ①一般 (3,000 円/冊)
- ②京都府保険医協会会員(1,000円/冊)
- ③他の保険医協会会員(2,000円/冊)

) 冊 申し込みます

お申込みFAX番号:075-212-0707

### 京都府保険医協会

# 医療安全研修 DVD part III

日常診療における「安心」と「安全」のために



医療法で定められている 医療安全研修をより効率的に実施可能!

書店では手に入らないオリジナル!

「医事紛争事例集―医師が選んだ 60 事例」 (2019 年 9 月発行)に掲載されている **60 事例を網羅**!(内科・外科・整形外科・産婦人 科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・ 麻酔科・精神科・歯科・施設事故)

2020年7月20日発行 2枚組60事例 全275分

FAX または QR コードより お申込みください ➡



医療機関名:

住所:〒

TEL: FAX:

『医療安全研修 DVD partⅢ』

)セット 申し込みます

いずれかお選び頂き〇で囲んでください。

- ①一般(11,000円)
- ②京都府保険医協会会員(5,000円)
- ③他の保険医協会会員(7,000円) いずれも税込み・送料別

お申込み FAX 番号: 075-212-0707

【お申込み・お問い合わせは下記まで】

京都府保険医協会

〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階 TEL:075-212-8877 FAX:075-212-0707 e-mail:info@hokeni.jp

